

# 横浜市行政財産の目的外使用許可の使用者の決定及び使用許可の取消しに関する要綱

(趣旨)

第1条 横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号。以下「規則」という。）第23条に基づく使用許可の決定及び規則第35条に基づくその取消しについては、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(使用者の決定)

第2条 局長（規則第2条第8号に規定する局長をいう。以下同じ。）は、規則第23条に基づく使用許可の決定に当たって、当該使用許可を受けようとする者がその条件を遵守できる資力、信用、技能等を備えているかどうかについて確認するものとし、次のいずれかに該当することが判明した者には使用許可をしないものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 当該行政財産の使用許可の事務に携わる職員
- (7) 過去の実績等に照らして、当該行政財産について使用許可の申請書に記載された用途に応じた適正な維持保全又は運営を行うことが困難であると認められる者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、局長が当該行政財産の使用許可に当たって定めた資力、信用、技能等に係る要件を満たしていないと認められる者

2 局長は、行政財産の使用許可を受けようとする者が前項第1号から第5号に掲げる者に該当しないことを確認するため、（様式1）許可申請書にその旨を誓約する欄を設けて、申請させるものとする。

3 前項に定めるもののほか、局長は、行政財産の使用許可を受けようとする者が第1項各号に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(使用許可の取消しに関する事項)

第3条 局長は、規則第25条第1項第9号に規定する使用許可の取消しに関する事項として、規則第35条各号に規定するもののほか、使用者が前条第1項第1号から第5号までに掲げる者であることが判明したときは当該使用許可を取り消すことができる旨を許可書に明示するものとする。

2 前項に掲げる事項については、（様式2）行政財産目的外使用許可書によるものとする。

附 則（施行日） この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（施行日） この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（施行日） この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（施行日） この要綱は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（施行日） この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（施行日） この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。